

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に求める

蓬田 恭子

成年後見制度の利用促進は手段でしかなく、その先にはあらゆる人の権利擁護と共生社会づくりの体制整備が必要と思われま

す。最近の家族形態の変化は、高齢者も、障がい者や子どもも、あらゆる世代が包括的に支援の取り組みが必要になっているように、感じています。

□意思決定支援

本人の意思（本人のメリット）を大切にすることが本人を中心にした支援のためには何よりも重要と思われる。実際の身上監護では、関係者や行政の誘導になりがちで疑問も感じてきました。

より、きめ細かい身上監護を行うために、意思を丁寧にくみ取れる仕組みづくりを進めてほしい。

□市民後見人の育成

東京大学が市民後見人養成講座を開催して（今年度は地域後見推進センター？）かなりの人数が受講したとのこと、他の団体が主催する育成講座なども含め、武蔵野市内で受講した市民など、情報共有してはどうか。

現在、福祉公社の地域支援事業の生活支援員に研修を受けさせ移行をさせるようだが、武蔵野市独自の育成ができないか。

□任意後見制度、法人後見制度の活用

任意後見制度のメリット、デメリットを見据えて、任意後見人の権限や選任の変更など。任意後見に伴い、見守り契約をした場合の発行の判断など。

監督する機関の存在。

□中核機関設置に向けて

直営なのか、委託なのか。

福祉公社と武蔵野市民社会福祉協議会の統合については、遺贈の寄付の関係で当面見合わせるとのことですが、福祉に関わる地域住民の実情を理解しているのや、市民活動を行う地域住民の顔が見えているのも、社協ではないかと思えます。成年後見制度や日常生活自立支援事業などを担ってきたノウハウを持つ福祉公社と社協の連携は必要と思われ、統合を視野に入れた組織編成を検討してほしい。